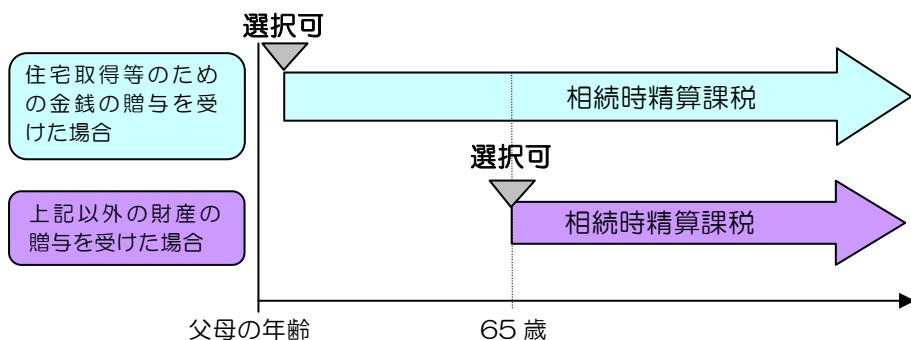


2 相続時精算課税選択の特例

(1) 特例の概要

平成 23 年中に、原則として父母から、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等のための金銭の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、贈与者がその贈与の年の 1 月 1 日において 65 歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。



(2) 適用要件

この特例の適用を受けるには、次の要件のいずれにも該当する必要があります。

イ 受贈者等の要件

要件	
1	贈与を受けた時に、住所が日本国内にあること。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれにも該当する場合は対象となります。 ① 贈与を受けた時に、日本国籍を有していること。 ② 受贈者又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有したことがあること。
2	贈与を受けた時に、贈与者の直系卑属である推定相続人であること。
3	贈与を受けた年の 1 月 1 日において、20 歳以上であること。
4	平成 24 年 3 月 15 日までに贈与を受けた住宅取得等のための金銭の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をし、その家屋に居住すること又は平成 24 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みであること。
5	自己の配偶者、親族など一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）の新築若しくは取得又は増改築等をしたものではないこと。
6	新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋（その敷地の用に供されている土地等を含みます。）が日本国内にあること。

(注) 「住宅用の家屋の新築」には、その新築とともににするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。

また、「住宅用家屋の取得又は増改築等」には、その住宅の取得又は増改築等とともに取得するその敷地の用に供される土地等の取得を含みます。

ロ 新築若しくは取得又は増改築等の要件

「住宅取得等資金の非課税制度」の「新築若しくは取得又は増改築等の要件」と同じです（57 ページのロ参照）。

ハ 申告要件

「住宅取得等資金の非課税制度」の「申告要件」と同じです（57 ページのハ参照）。

Q & A 「相続時精算課税選択の特例」の適用後の贈与

問： 私は、平成 22 年中に父（満 63 歳）から住宅取得のための資金として 1,500 万円の贈与を受け、平成 22 年分の贈与税の申告では「住宅取得等資金の非課税制度」と「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けています。

平成 23 年中に父から、自動車の購入資金として 300 万円の贈与を受けました。

私の平成 23 年分の贈与税はどのような申告になりますか。

答： 「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、その特例の対象となる住宅取得等資金の贈与があった年分以降、その特例に係る特定贈与者から贈与を受けた財産については、たとえ特定贈与者が 65 歳に達していなくとも財産の種類にかかわらず、全て相続時精算課税の適用を受けることとなります。

したがって、あなたが贈与を受けた自動車の購入資金は、相続時精算課税を適用して申告することになります。